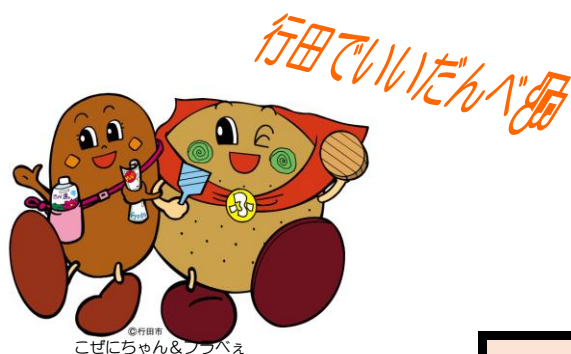


令和6年度

行田市職員採用試験

受験案内

(**通年採用**)



©行田市
こぜにちゃん&フタバ

	新卒枠	社会人経験枠
募集職種	募集人数	募集人数
保健師	若干名	若干名

受付期間：令和6年5月21日(火)～12月27日(金)

採用日：ご相談いただけます

【採用試験の問合せ】

行田市役所
総務部人事課
TEL:048-556-1111
(内線 208)



埼玉県名発祥の地～埼玉県行田市～

職員採用試験の詳細は
市役所ホームページを
ご覧ください。

行田市職員 採用

検索

I 職員採用の職種・採用予定人員・受験資格

【新卒枠】

職種	募集人数	資格・学歴など	年齢要件
保健師	若干名	保健師の資格を有する者	平成10年4月2日以降に生まれた者

【社会人経験枠】

職種	募集人数	資格・学歴など	年齢要件
保健師	若干名	保健師の資格を用いた指定の社会人経験(※)を有する者	昭和53年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた者

【注意事項】

※1 大学に2年以上在学し62単位以上修得の者の試験区分は短大卒程度とします(申込書に大学の入・退学年月を記入すること)。

※2 社会人経験とは、民間企業、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間のことをいいます。

○昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者は、採用日前日までの直近10年間に7年以上

○平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者は、採用日前日までの直近7年間に4年以上の社会人経験が受験要件となります。

なお、連続して1ヵ月を超えて休業(産前産後休暇及び育児・介護休暇を除く。)した期間は、勤務した期間から除きます。

※3 次のいずれかに該当する者は受験できません。

○日本国籍を有しない者

○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②行田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○行田市職員採用試験に申込み、正当な理由なく、又は連絡なく受験をしなかった者

II 試験の日程・会場・合格発表

試験	試験内容	試験日	試験会場	合格発表
第1次	動画投稿 面接試験	申込完了後随時		随時 (全受験者へ電子申請フォームから案内します。)
第2次	筆記試験	随時(第1次試験の合格発表後、調整します。)	行田市役所等	随時 (全受験者へ電子申請フォームから案内します。)
第3次	人物試験	随時(第2次試験の合格発表後、調整します。)	行田市役所等	随時 (全受験者へ電子申請フォームから案内します。)

※可否に関する電話での問合せには一切お答えしません。

Ⅲ 試験科目と内容


※**新卒卒**における基礎学力試験では「**SPI3 試験**」を実施します。

※**社会人経験卒**では、**基礎学力試験(SPI3 試験)**が**免除**となります。

試験	試験科目	試験内容	受験区分
第1次	動画投稿面接試験	動画投稿面接試験を行います。 ※動画投稿の詳細については、申込完了後に電子申請フォームを通じてご案内します。	新卒卒 社会人経験卒
第2次	総合適性検査 (SPI3 試験) (120 分)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力、公務員として必要な資質及び適性等について択一式の筆記試験を行います。	新卒卒
	論文試験 (60 分)	文章による表現力、課題に対する理解力及び思考力について記述式の筆記試験を行います。	新卒卒 社会人経験卒
	性格適性検査 (SPI3 試験) (約 40 分)	公務員としての資質や適性等について択一式の筆記試験を行います。	新卒卒 社会人経験卒
第3次	個別面接試験	個別面接試験を行います。	新卒卒 社会人経験卒

Ⅳ 受付期間及び申込手続

【**電子申請による申込**】 ※郵送や持参による申し込みは原則お受けしません。

受付方法	電子申請(インターネットによる申し込み)	
受付期間	5月21日(火)9時00分 ~ 12月27日(金)17時00分	
事前に準備が必要な物	1. 受験者本人の顔写真データ ・ 申込前6か月以内に撮影 した上半身脱帽、正面向き(ヨコ30mm×タテ 40mm)の写真。 2. 職務経歴書(社会人経験卒受験者のみ) ・市ホームページからダウンロードの上、記入してください。 3. 資格等を有することを証する書類データ ・資格証等の PDF ファイルをご用意ください。	
申込方法	<p>【申し込みの手順】 ※利用者登録せずに申し込むことが可能です。</p> 1. 下記 URL または QR コードから申込フォームへ移動します。 <div style="text-align: right;">  </div> URL : https://apply.e-tumo.jp/city-gyoda-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73374 または 行田市のホームページにアクセスの上、電子申請バナーをクリックし、ページ内の「手続き申込」をクリックし、手続き一覧から該当する申込フォームをクリックします。 2. 表示された手続き名を確認し、間違いがなければ、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックします。(利用者登録されても結構です) 3. 利用規約を確認し、「同意する」をクリックします。 4. 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックします。 5. 入力したメールアドレス宛てに確認メールが送信されますので、メール文中の URL をクリックします。(申込画面へ進みます)	

申込方法	<p>6. 表示された項目を入力し、間違いがなければ「確認へ進む」をクリックします。 ※受験区分(新卒、社会人経験卒)を選択してください。</p> <p>7. 改めて入力した内容を確認し、間違いがなければ「申込み」をクリックします。</p> <p>8. 申込みが完了すると、入力したメールアドレス宛に申込完了通知が届きます。メールには「整理番号」と「パスワード」が記載されています。申込内容の確認に必要となりますので、なくさないよう保存してください。</p> <p>【申込み後の流れ】</p> <p>1. 人事課にて申込内容の確認を行います。確認の結果、人事課から補正等をお願いする場合があります。</p> <p>2. 申込内容の確認後、電子申請フォームより動画投稿面接についてご案内します。</p>
注意事項	<p>・電子申請による申込みを行うには、インターネットに接続し、電子メールの送受信ができる環境にあるパソコンやスマートフォン等が必要です。</p> <p>・申込みに係る通信料等は申込者の負担となります。</p> <p>・その他、電子申請サービスに関する不明な点等は電子申請ページ内の「本サービスにおける FAQ」をご確認ください。</p> <p>・システムのメンテナンス等で利用できない場合があります。受付期間内に申込みが完了している必要がありますので、余裕をもって申し込んでください。</p>

【申込み時における注意事項】

- (1) 通年採用を受験した場合、再度同年度の通年採用は受験できません。また、同年度に実施する他の日程の試験は受験できません。
- (2) 提出書類に不備があった場合は、受け付けできません。
- (3) 記載内容に故意による不正のあった者は、受験を認めません。
- (4) 提出書類は一切返却しません。
- (5) 最終合格者には、最終学歴(1年制の専門学校等は除く。)の卒業証明書及び成績証明書(全て原本)を提出していただきます。
- (6) 社会人経験卒の最終合格者は、社会人経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

V 採用

- (1) 第3次試験合格者は、採用候補者名簿に登載されます。なお、採用日については、合格者と相談の上、決定させていただきます。
- (2) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除され、採用されません。
 - ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
 - ・提出した書類に虚偽があった場合、その他不正な手段を用いて受験した場合
 - ・その他、採用にあたり条件を満たさなかった場合
- (3) 合格基準に達しない場合は採用を行いません。

VI 給 与

- (1) 令和6年4月1日現在の初任給(地域手当を含む)
大学卒 214,544 円 短大卒 195,676 円 高校卒 181,154 円
※新卒卒受験者で卒業後に一定の経歴がある場合及び社会人経験卒受験者は、上記の金額に所定の基準による額が加算されます。また、条例の改正により変更されることがあります。
- (2) 諸手当
支給要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (3) 昇給
原則4月1日に年1回行います。

VII 勤務条件

- (1) 勤務時間等
・勤務時間は原則、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。
・土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始は休日となります。
※勤務場所は、行田市役所及び市内公共施設となります。
- (2) 休暇等
・年次有給休暇は年20日です。取得しない日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。
・そのほか、結婚、出産、忌引、夏季などの特別休暇、病気休暇、介護休暇などがあります。
・仕事と育児の両立支援制度として、子が3歳になるまで取得できる育児休業や未就学児を養育するための部分休業・育児短時間勤務などがあります。
- (3) 福利厚生
・採用後は、市町村職員共済組合に加入します。共済組合では、病気・ケガ・出産等への給付、退職・障害等への年金・一時金の給付のほか、健康保持増進事業、住宅・自動車資金の貸付け、保養施設等の宿泊費助成などを行っています。
・職員の互助会である職員厚生会では、冠婚葬祭に際しての給付、人間ドック助成、体育文化事業助成などを行っています。
- (4) 健康管理
定期健康診断、産業医による健康相談、ストレスチェック等を実施しています。
- (5) 研修
・複雑、高度化する行政課題に対応できる人材を育成するため、様々な研修(一般研修、特別研修、自主研修、派遣研修など)を実施しています。